

警報発令時の対応について

①異常気象の場合

「神戸市のいずれかの区」（神戸市以外からの登校生徒に限り、居住している地域）に気象警報「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」（波浪・高潮警報は除く）が発表されている場合は、自宅待機し、警報が解除されるのを待ち、次のようにする。

i 定期考査中以外の場合

ア 午前7時現在、上記の警報が発表されている場合、自宅待機とする。

イ 午前10時現在、上記の警報が解除されている場合、13時より5・6限の授業を行う。

ウ 午前10時現在、警報発表中の場合、臨時休業とする。

ii 定期考査中の場合

ア 午前7時現在、上記の警報が解除されている場合、規定の時間帯どおり考査を行う。

イ 午前7時現在、上記の警報が解除されていない場合、臨時休業とし、その日の考査は定期考査最終日の翌日（休日のときは休日の翌日）に延期する。